

NISA・ジュニア NISA 非課税期間満了に伴う 翌年に設定される新たな NISA（非課税管理勘定）への移管（ロールオーバー） の申込みにあたってのご留意事項

- ・ ロールオーバーした資産の年末時点の評価額分だけ、翌年の NISA 非課税枠を使用します。
- ・ ロールオーバーする資産の年末時点の評価額が非課税上限額（翌年に設定される非課税管理勘定が、NISA の場合は 120 万円、ジュニア NISA の場合は 80 万円）以上の場合でも、翌年の NISA 非課税枠全てを使用することでロールオーバー可能です。
- ・ ロールオーバー申込後でも対象銘柄の本年内のご売却は可能です。本年の非課税期間内に売却される場合は、受渡日が本年内となる必要があります。ロールオーバーを申込されている銘柄を受渡日が翌年となる売却をされた場合は、ロールオーバーにより翌年の非課税枠が使用されますのでご注意ください。
- ・ ご売却や、株式分割・株式移転等により、数量の増減や銘柄の変更が発生し、ロールオーバー手続きにてお申しいただいた銘柄・数量と相違が生じた場合でも、年末時点での銘柄・数量を対象にロールオーバーいたします。
- ・ ロールオーバーのお申し込みを取消された場合は、特定口座（未開設の場合は一般口座）に移管されます。その場合は、年末時点の評価額が簿価となります。
 - ※ 特定口座を開設されていないお客さまで、特定口座への移管を希望される場合は、年末までに特定口座開設のお手続きが必要となりますので、弊社お取扱窓口までお早目にお申し出ください。
 - ※ 特定口座を開設されているお客さまで、一般口座への移管をされる場合は、別途、お手続きが必要となりますので、弊社お取扱窓口までお申し出ください。
 - ※ 特定口座（未開設の場合は一般口座）へ移管する銘柄で、翌年の受渡となるご売却の場合、年末時点の評価額が簿価となり、特定口座（未開設の場合は一般口座）でのご売却となります。